

戸田市流域治水対策連絡会議要綱

令和5年3月30日市長決裁

(目的)

第1条 流域のあらゆる関係者が協働して水災害対策を進めるための「流域治水」を計画的に推進するため、戸田市流域治水対策連絡会議（以下「連絡会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 連絡会議は、流域治水対策の推進に関し、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 庁内関係各課で情報の共有を図ること。
- (2) 関係する機関、団体等と連携し、必要な情報の交換を行うこと。
- (3) その他流域治水対策の推進に関し必要な事項

(組織)

第3条 連絡会議は、別表の委員をもって組織する。

(会長及び副会長)

第4条 連絡会議に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は危機管理防災課長をもって充て、副会長は水安全部河川課長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理し、連絡会議を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 連絡会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長が決するものとする。
- 4 委員が会議に出席できないときは、当該委員が指名する職員（同じ所属の職員とする。）が代理として出席できるものとする。
- 5 会長は、必要があると認めたときは、委員以外の者に対し会議への出席を求め、意見を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第6条 連絡会議の庶務は、水安全部河川課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

所属	職名
危機管理防災課	危機管理防災課長
水安全部	河川課長
	下水道施設課長
企画財政部	資産マネジメント推進室担当課長
環境経済部	みどり公園課長
都市整備部	都市計画課長
	道路管理課長
	まちづくり区画整理室担当課長